

令和 6 年 6 月 19 日現在

機関番号：33908

研究種目：若手研究

研究期間：2021～2023

課題番号：21K13197

研究課題名（和文）情報戦における軍事行動の際の予防措置をとる義務の法的性質の研究

研究課題名（英文）Studies on the Nature of the Obligation to Take Precautions in Military Operations in Information Warfare

研究代表者

保井 健呉（Yasui, Kengo）

中京大学・法学部・講師

研究者番号：00844383

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,100,000円

研究成果の概要（和文）：本事業では、電波電子戦と心理戦を対象とした研究を通して、非物理的な手段・方法による軍事行動に適用される武力紛争法上の予防措置をとる義務の内容について、軍事行動が対象に与える効果の違いによってその内容が異なることを明らかにした。また、計画時に予期されなかった2022年のロシアによるウクライナへの大規模な侵略の開始と、それに伴う戦争の形式としての正規戦への注目の回帰を背景に、国家実行に基づいた正規戦における予防措置をとる義務の内容に関する検討を行うことができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

軍事行動の対象の性質によって求められる予防措置の内容が異なることを明らかにしたという本研究の成果は、同時に第一追加議定書57条1項の規定する軍事行動に適用される予防措置をとる義務の内容にさらなる広がりがある可能性を明らかにした。このことは、同義務について、第一追加議定書57条2項以下に列挙された準則的な義務以外にも、取られなければならない予防措置がありうることを明確にした点で、今後の同義務の研究に資するとともに、実際の軍事行動における同義務の履行にあたっての考慮事項のさらなる広がりを示唆するものである。

研究成果の概要（英文）：This study focuses on the contents of obligatory precautionary measures under law of armed conflict for non-kinetic methods and means of warfare like electronic warfare and psychological warfare. The study provided clarification on the contents of precautionary measures in psychological warfare, which are different from the standard precautionary measures under article 57 of additional protocol 1 and, this difference stem from difference of desirable effect against the target. Furthermore, in light of the large-scale invasion of Ukraine by Russian forces in 2022, this study also addressed the contents of obligatory precautionary measures in conventional warfare situation.

研究分野：国際法

キーワード：武力紛争法

1. 研究開始当初の背景

武力紛争において紛争の当事者が取るべき予防措置について、1977年のジュネーブ諸条約第一追加議定書は57条2項以下で、軍事行動の内、特に攻撃(=暴力行為(acts of violence))の際に適用される予防措置をとる義務を規定している。2004年の赤十字国際委員会の慣習国際人道法研究で結論付けられたように、この攻撃の際の予防措置をとる義務の規定は、軍隊による攻撃から機動(manuever)や配置(deployment)も含めて全ての軍事行動に対してもそのまま適用されることが主張されるようになった(see, Jean-Marie Henckaerts and Louise Doswald-Beck eds., *Customary International Humanitarian Law*, Vol.1, (Cambridge University Press, 2005), rule15)。

このとき、軍事行動の態様が多様であることから、軍事行動の際にとられるべき予防措置の内容は、攻撃を前提とする第一追加議定書57条2項以下の規定する具体的な予防措置とは異なる可能性が高い。この点で、軍事行動の際の予防措置をとる義務は、逐条的な履行が問題となる攻撃の際の予防措置をとる義務と異なり、その目的に対応した予防措置をとることが試みられたのかが問題となると言えるだろう。

特定のルールについて、その適用の妥当性が問題となるルールが「準則」であり、「重み(weight)」として作用が問題となるルールが「原理」であることから、条約上の攻撃の際の予防措置をとる義務が慣習法として軍事行動全般の際の予防措置をとる義務として拡張されたことで、武力紛争法上の予防措置をとる義務は、適用の例外なく考慮されるべき義務として条約上の「準則」から、「原理」へとその法的性質を変化させた可能性を示している。

他方で、攻撃以外の要素を多く含む軍事行動、例えば海上捕獲や情報作戦の文脈では、武力紛争法上の「攻撃」に該当する軍事行動についてのみ予防措置をとる義務が論じられている。このことはこれらの特定の戦闘の手段・方法が軍事行動の際の予防措置をとる義務の適用における例外であり、捕獲法のような特別法によってのみ規律されることを連想させるものである。そして、この状況は武力紛争法上の予防措置をとる義務が、攻撃の際に特定の適用されるのか、特別法の規定にかかわらず軍事行動全般において考慮されるのかとして義務の性質を不明確にしており、軍事行動の影響からの文民・民用物の保護における予防的・手続的な保護を不確実なものとしている。

これらは、武力紛争法上の予防措置をとる義務が、「準則」として武力紛争法上の「攻撃」の際に特定の適用されるのか、又は「原理」として特別法の規定にかかわらず軍事行動全般において考慮されるのか、明らかではないことを示している。武力紛争法の場合、ルールの作用が不明確であることは、武力紛争当事国の軍事行動を行う際の義務や文民・民用物の保護の内容にも直結する重大事である。

にもかかわらず、武力紛争法上の予防措置をとる義務の研究において、予防措置をとる義務の法的評価は一定していない。例えば、Kolbは武力紛争法の基本原則の一つとして予防原則を掲げるものの、「原理」としてではなく、あくまで攻撃の際の区別義務の履行における手続的な「準則」として言及するに留まっていた(R. Kolb, *Advanced Introduction to International Humanitarian Law*, (Edward Elgar Publishing, 2014))。

こうした背景の下、真山は攻撃の際の予防措置の一つである目標識別義務を題材に予防措置をとる義務の性質が絶対的で準則的なものか相対的で原理的なものか、争いのあることを指摘しつつも義務の性質についての結論には至っておらず(真山全「陸戦法規における目標識別義務」村瀬信也、真山全編『武力紛争の国際法』(東信堂、2004年))、依然として武力紛争法上の予防措置をとる義務の性質は明らかではない現状がある。

また、情報戦の文脈における予防措置をとる義務の研究においても、義務は主として「攻撃」との関連で議論されているにすぎず、文民・民用物が影響を受ける攻撃以外の軍事行動の際の予防措置をとる義務については不明確である(新井京「情報戦と国際法」同志社法学53巻6号(2002年)等)。これらに対して、本研究は情報戦の際の予防措置をとる義務の内容と作用を明らかにすると同時に、武力紛争における軍事行動全般の際の予防措置をとる義務の法的性質の解明を目指すものであった。

2. 研究の目的

先述のように、武力紛争法上の予防措置をとる義務が、「準則」として武力紛争法上の「攻撃」の際に特定の適用されるのか、又は「原理」として特別法の規定にかかわらず軍事行動全般において考慮されるのかは明らかではない。軍事行動の際に予防措置をとる義務の法的性質に関するこの不明確性を背景にして、本研究課題における学術的問いは、軍事行動の際の予防措置をとる義務の性質が、はたして「準則」であるのか、「原理」であるのか、と設定された。

そして、本研究課題において、設定された学術的問いに解答するための第一歩として、攻撃と攻撃以外の軍事行動の双方によって遂行される特定の戦闘の手段・方法である情報戦の文脈における、軍事行動の際の予防措置をとる義務が、情報戦の特別法としての予防措置をとる義務との関連で、例外として適用が除外される場合があるのか、または原理としていかなる情報作戦

の場合においても考慮されなければならない重みが与えられているのか明らかにすることが本研究の目的として設定された。

こうした本研究の目的の独自性は武力紛争法上の予防義務について、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書の規定する攻撃の際の予防措置ではなく、軍事行動の際の予防措置に着目し、なおかつその法的性質が準則であるか、原理であるか明らかにしようとする点にある。第一に、これまでの武力紛争法上の予防義務の議論は、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書の規定ぶりから攻撃の際の予防措置に関するものが中心であり、さらに第一追加議定書の規定を逐条的に解釈する研究がほとんどであった。これに対して、本研究は今日の武力紛争法上の予防義務の認識を踏まえて、攻撃だけではなく軍事行動一般に適用される予防義務を対象としている。

第二に、攻撃に関する区別義務や過度な付随的損害の発生を禁じる義務といった実体的義務が原理としての地位を確認されている一方で、攻撃の際の予防措置をとる義務のような手続的・予防的義務の法的性質については準則であるか原理であるか、その評価が定まっていない。本研究はこの点で、武力紛争法上の文民・民用物の保護における予防義務の性質に関する争いに今後の議論の基礎を提供するものである。

そして、本研究の目指す射程範囲には、他にも海上捕獲のような特別法に規律される軍事行動や非暴力的で攻撃ではないが文民・民用物に影響を与えるサイバー戦のような軍事行動からの文民・民用物の保護に区別原則や均衡原則に加えて新しい保護の指針を提供する。さらに、武力紛争法上の文民・民用物の保護における予防義務が原理としての性質をもつことは、「キャプチャー・ビフォア・キル」の義務のような形で、戦闘員の保護における予防義務としても作用するのではないかと、という議論へも展開を期待しうるものでもある。

3. 研究の方法

準則と原理の理論的な相違点として、準則の抵触は一方が妥当し他方が妥当しないという処理がなされるのに対して、原理の抵触は抵触する原理間の「重み」や「重要性」を衡量することによって解決されることが挙げられる。準則と原理が時として同一の機能を果たし、形式面での区別が難しいことから、両者の区別は例外が存在するか否か、つまり特定の場合において規範の適用が排除されるか否かによって決定することができる (R. Dworkin, "The Model of Rules I," in *Taking Rights Seriously*, (Harvard University Press, 1977))。

そこで、本研究では、認知や情報、情報システムを巡って、電子戦、心理戦、詭計 (ruse)、サイバー戦といった暴力的・非暴力的双方の性質を有する戦闘の手段・方法で戦われる情報戦を対象に軍事行動の際の予防措置をとる義務がこれらの軍事行動にも共通する手続的義務とみなしうるのか、またはこれらが例外的な軍事行動として独自の規則に規律されているのかを明らかにすることを通して、軍事行動の際の予防措置をとる義務の法的性質を明らかにすることとした。

また、情報戦は、彼我の情報と情報システムに対して、暴力的手法と非暴力的手法、つまり攻撃とそれ以外の軍事行動の双方を用いて戦われる。そこで、本研究では、情報戦の手段・方法を攻撃によって戦われるものと攻撃以外の軍事行動によって戦われるものに区分し、それぞれで適用される予防措置をとる義務の性質について、差異があるのかを確認する。

研究にあたっては学術研究に加えて、関連する軍事行動に関する規則の成文化作業 (e.g. M. N. Schmitt, ed., *Tallinn Manual 2.0 on the International Law Applicable to Cyber Operations*, (Cambridge University Press, 2017)) や国際刑事判例を参照する。また、軍事行動の際の予防措置は実際の作戦遂行と密接に関連することから、法的文書以外にも実際の攻撃や軍事行動の手順を定めた各国軍のドクトリンや教範についても参照する。

具体的な各年度における研究の方法は、2021年度では、攻撃により遂行される情報戦の際の予防措置をとる義務の性質の研究を行うことを予定していた。その理由としては、電波とその発信源であるアンテナ等で構成される情報システムを主たる対象にすることから、物理的性質が強く攻撃によっても遂行される点で既存の予防措置をとる義務の枠組みと近いと思われるためであった。そこで、電子戦の際の予防措置をとる義務を中心に、情報戦における攻撃の際の予防措置をとる義務の法的性質を確認することを予定した。その際、原理は準則と異なり重みとして作用するため、攻撃の際の予防措置をとる義務が他の原理に対する重みとして作用しているかに特に注目する。

2022年度では、攻撃以外の軍事行動により遂行される情報戦の際の予防措置をとる義務の性質の研究を予定した。その際、情報や認知そのものを主たる対象にすることから、非物理的性質の強い軍事行動によって遂行される心理戦および詭計の際の予防措置をとる義務を中心に情報戦における軍事行動の際の予防措置をとる義務の法的性質を取り扱うこととした。ここでは、軍事行動の際の予防措置をとる義務が攻撃の際の予防措置と同様に攻撃以外の軍事行動によって遂行される情報戦に例外なく適用されるのかを主として検討することで、軍事行動の際の予防措置をとる義務が原理として作用しているかを明らかにすることが目的とされた。

最終年度である2023年では、軍事行動の際の予防措置をとる義務の法的性質の確認と体系的整理が予定された。電子データとその処理装置やストレージ等を対象とし、物理的・非物理的性

質の双方を併せ持つサイバー戦における予防措置をとる義務の作用の検討を中心に、これまでの議論も踏まえて情報戦一般に適用される予防措置をとる義務の法的性質を明らかにすることが目指される予定であった。

なお、研究の当初において、本研究課題の射程はあくまで情報戦の文脈における軍事行動の際の予防措置の作用を明らかにすることにあり、武力紛争における全ての軍事行動の際の予防措置をとる義務の性質の解明までを目指すものではなかった。

4. 研究成果

本研究課題の研究成果は以下のとおりである。2021年度については、非物理的な戦闘の手段・方法に適用される軍事行動の際の予防措置に関する資料収集に加え、同年度末にロシアによるウクライナへの大規模な侵攻が開始されたことを受け、同武力紛争における国家実行の収集に努めた。

2021年度の情報収集の成果として、2022年度においては電波電子戦の規律に関する研究をまとめ、同志社法学75巻4号に「電子戦の武力紛争法：電波電子戦の規律の概観」を公表した。本業績では、電波という非物理的な手段が用いられる場合であっても、その軍事行動が目標の無力化といった攻撃の場合と同様の結果を求めて用いられる場合、その際の予防措置をとる義務の内容は攻撃の場合と同様であることを明らかにすることができた。

同年度では、ほかにもロシア・ウクライナ戦争に関する研究の成果として、日本防衛学会において「ロシアによるウクライナ国民の『移送・追放』に関する法的議論」を報告したほか、国際人道法刑事法研究会で「ロシア・ウクライナ紛争下における戦争犯罪とその処罰」を、京都大学での国際法研究会で「武力紛争における「対敵協力者」の地位と保護 ウクライナによる処罰の論点と評価」の報告を行うことができた。これらは現在進行中の武力紛争であり、かつ正規軍同士の大規模な衝突という文脈の下で適用される様々な予防措置をとる義務に関する示唆を得ることができた。

さらに、環境損害防止のための相当の注意義務の概念と本研究課題の研究対象である軍事行動の際の予防措置をとる義務の内容の比較検討を行うことで、武力紛争法上の予防措置をとる義務に対する理解を深めた。本研究は、同志社法学74巻6号に「武力紛争法上の『環境的考慮』の義務：攻撃の際の予防措置における環境損害防止のための『相当の注意』」として、論文の形で発表することができた。

2023年度では、2021年から続く研究をさらに深化させることができた。軍事行動の際の予防措置をとる義務の研究については、心理戦の規律に関する研究をまとめ、中京法学58巻3・4号に、「心理戦の武力紛争法による規律」として発表することができた。本業績は、電波電子戦の場合と同様に、主に非物理的な手段が用いられる心理戦について、その目標に期待される結果が破壊や無力化ではないことなどから、攻撃の際と異なる予防措置の内容が取られなければならないことを明らかにすることができた。この成果は予防措置をとる義務の内容の第一追加議定書57条2項にとどまらない広がりを示すものであった。

また、ロシア・ウクライナ戦争に関する研究の成果としては、国際法学会の2023年度研究大会において、ウクライナによる戦争犯罪処罰との関連における「戦況と国内手続の特徴」に関する報告を行うことができた。

以上、本研究課題の成果についてまとめると、本研究課題の主たる目的との関連においては、その目標に期待される結果が破壊や無力化ではないために第一追加議定書57条2項以下に規定されるような予防措置の適用がそぐわない場合であっても、他にとられるべき予防措置が存在することと、その実施が追及されなければならないことを明らかにすることができた。この点で、情報戦のような非物理的な戦闘の手段・方法による戦いにおいても、軍事行動の際の予防措置をとる義務の適用は排除されなかったと結論づけられる。もっとも、心理戦の武力紛争法による規律の研究は、第一追加議定書第四編第一部以外に規定される保護を実現するために予防措置をとる義務が存在することを明らかにしたに留まるものである。具体的な保護が条約などにおいて保証されていない場合においても、人道の観点から戦争被害の局限のための予防措置が取られなければならないかについてまで突き止められなかった点で、軍事行動の際の予防措置をとる義務の法的性質に関してはさらなる研究が必要であると言えるだろう。

そして、本研究課題の成果については2022年2月24日以降のロシアによるウクライナへの大規模な侵略を受けて、正規戦の環境で適用される様々な対象の保護のためにとられなければならない予防措置の内容や、その実施の実際に関する理解を深められたことを付け加えることができる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 保井健呉	4. 巻 58(3・4)
2. 論文標題 心理戦の武力紛争法による規律	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 中京法学	6. 最初と最後の頁 55-87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 保井 健呉	4. 巻 74(6)
2. 論文標題 武力紛争法上の「環境的考慮」の義務：攻撃の際の予防措置における環境損害防止のための「相当の注意」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 同志社法学 = The Doshisha Hogaku (The Doshisha law review)	6. 最初と最後の頁 1961-1989
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.14988/00029372	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 保井健呉	4. 巻 75(4)
2. 論文標題 電子戦の武力紛争法 電波電子戦の規律の概観	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 同志社法学 = The Doshisha Hogaku (The Doshisha law review)	6. 最初と最後の頁 1171-1202
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 保井健呉
2. 発表標題 ロシアによるウクライナ国民の『移送・追放』に関する法的議論
3. 学会等名 日本防衛学会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 保井健呉
2. 発表標題 戦況と罪状の特徴
3. 学会等名 国際人道法刑事法研究会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 保井健呉
2. 発表標題 武力紛争における「対敵協力者」の地位と保護 ウクライナによる処罰の論点と評価
3. 学会等名 国際法研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 保井健呉
2. 発表標題 戦況と国内手続の特徴
3. 学会等名 国際法学会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------